

〈2〉外国人への情報提供の充実 ―「やさしい日本語」普及の取組―

国際交流プラザ 総括主査 大嶋 ふゆ子

1 はじめに

本市には、平成 26 年 5 月末現在、7,387 人の外国人住民が生活しており、その 70% 近くが永住者など長期に滞在できる在留資格を持つ（図 1）。

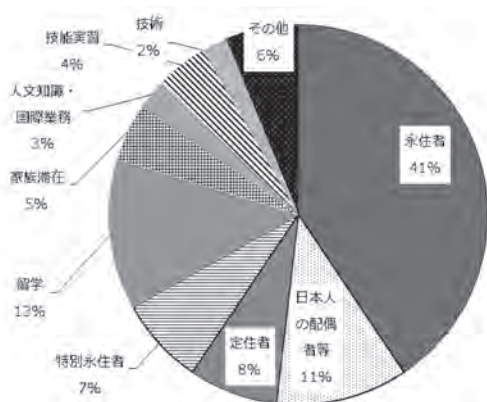


図1 外国人住民の在留資格別内訳

本市住民基本台帳から作成

本市の外国人住民の数は、世界同時不況や東日本大震災などの影響を受け、平成 21 年をピークに減少傾向にあったが、平成 25 年から再び増加の兆しをみせ始めている（図 2）。

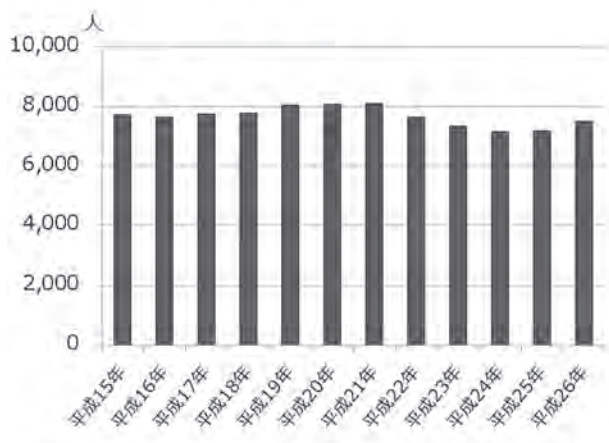


図2 外国人住民数の推移

注：各年 12 月末現在の外国人登録者・外国人住民数

本市住民基本台帳から作成

さらに、平成 26 年 4 月には、外国人人材の活用を拡大する国の緊急対策¹が決定されたことや、経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れが拡大していること²などから、今後も外国人住民の増加が予想される。そのため、外国人住民へのわかりやすい情報提供は、住民サービス向上の点から重要になってくると考えられる。

また、外国人住民の増加に伴い、日本人住民と外国人住民の相互理解や、多文化共生³の地域づくりの促進の必要性も一層増してくることから、外国人住民との円滑なコミュニケーションを成立させることが鍵になる。

訪日外国人訪問者の数も増加傾向にあり、平成 26 年 1 年間の訪問者数は過去最高の 1,341 万 4 千人となった⁴。2020 東京オリンピックの開催決定もあり、現在、国や東京都をはじめ、栃木県でも「おもてなし」の向上のためのさまざまな取組が始まっている。そのような中、外国からの個人旅行者が感じた不満の上位は、標識への外国語表示の不足や外国語（英語）が通じにくいことであり⁵、その多くに「言葉の壁」を感じていることがうかがえる。

このほか、情報技術の発達により、海外の情報が容易に得られるようになるなど、近年、諸外国は身近なものになった。多くの分野で、人・モノ・情報が、これまでにない規模やスピードで国境を越えて移動している。

¹ 国土交通省「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置について」, <http://www.mlit.go.jp/common/001034898.pdf>, 2015 年 3 月 1 日取得

² 平成 26 年 6 月に、これまでのフィリピン・インドネシアに加え、ベトナムからの受入れが開始された。

³ 国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員としてともに生き、共に支えあうこと。

⁴ 日本政府観光局（JNTO）「2014 年訪日外客数」。

⁵ 日本政府観光局（JNTO）『「訪日外国人個人旅行者が日本旅行中に感じた不便・不満調査」報告書」, http://www.jnto.go.jp/jpn/downloads/20091029_TIC_attachment.pdf, 2015 年 3 月 1 日取得

これらの動向をふまえ、本市では、①外国人への情報提供の充実、②多文化共生の地域づくり、③おもてなし向上を目指し、「第2次宇都宮市国際化推進計画」（平成26年3月）に基づく新たな取組として、「外国人への情報提供ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）⁶を作成した。

本稿では、このガイドラインの概要と、外国人への情報提供の手段の1つである「やさしい日本語」の普及に向けた取組について紹介する。

2 宇都宮市の外国人住民の現状

(1) 外国人住民の国籍

本市の外国人住民の3割以上が中国出身で最も多く、韓国・朝鮮、タイ、フィリピン、台湾と続く（図3）。中国、韓国・朝鮮、台湾、ブラジル、ペルー出身者が上位を占める傾向は、国内・県内ともに同様である。タイ出身者の割合が比較的高いことは本市の特徴である。近年ネパール出身者が全国的に急増しており、本市でも同様である。

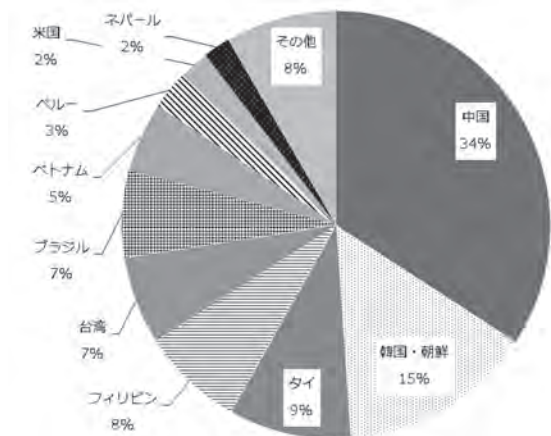


図3 国籍別外国人住民比率（平成26年5月末現在）

本市住民基本台帳から作成

図3中、その他（8%）の国の内訳は、62か国（および無国籍）であり、外国人住民の出身国は、全体で70以上の国・地域にのぼる。

⁶ 平成27年1月末現在、事務局素案。

さらに、外国人住民数の上位10か国のうち、英語を公用語としているのはフィリピン⁷（8%）と米国（2%）のみで、外国人住民の8割以上が非英語圏の出身である。

(2) 外国人住民意識調査結果等

上述のような状況の中、平成25年に実施した外国人住民意識調査⁸では、64%の外国人住民が日本語を「聞く」、「話す」ことについて問題ないと回答している。これに「相手の言っていることが少しはわかり、自分の話も少しはできる」と回答した者をあわせると、外国人住民の92%となる。本市に暮らす大部分の外国人住民は、程度の差はあるものの日本語を「聞く」、「話す」ことができるという結果であった。

一方で、日本で生活していても、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」ことのいずれもまったくできないという回答も1.7%を占めた。

国際交流プラザを会場として行われている外国人住民のための日本語教室⁹には、日本人の配偶者等、長年日本に住んでいる人も通っており、定住しても日本語の学習機会を必要とする人は多い。ただし、日本語教室の多くは、平日の日中に開催されている。そのため、日中に仕事をしている外国人住民の中には、日本語を学ぶ機会がなく、必要最低限のコミュニケーションによって生活している人も多数いると考えられる。

また、本市の外国人相談窓口¹⁰において、日常

⁷ フィリピン語と英語が公用語であるが、日常生活は100以上ある地方語でされることが多く、英語を理解しない人もいる。

⁸ 市内に在住する外国人を対象に、言葉や生活、近所との付き合い、本市への定住意向などの把握を目的にアンケート調査を行った。振り仮名つきの日本語のほか、出身国にあわせ翻訳した調査票を送付。配布2,500票（不到達数150票）、有効回答数472（有効回答率20.1%）。

⁹ 特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会ほか、複数の外国人支援団体が市内で実施している。

¹⁰ 本庁2階および国際交流プラザにおいて、各言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語）週1～2回実施している。

会話はできる人からの、「市役所等からの通知の意味がわからない」、「書類の書き方がわからない」などの相談は多い。

3 外国人にわかりやすい情報提供

(1) 外国人にわかりやすい情報提供

外国人住民へ情報を提供する際、利用者が一番理解できる言語は、それぞれの母語によるものである。しかし、複数の公用語をもつ国もあるため、外国人住民の母語の数は、出身国の数以上に多い。さらに、さまざまな社会情勢を受けて国籍別人口の割合も常に変化する¹¹。そのため、外国人住民のすべての母語に翻訳することは、翻訳者や翻訳費用の確保、表示方法、翻訳に要する時間など、多くの課題があり、現実的ではない。

本市では、これまで英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ハングルの6言語への翻訳を目安とした、各種情報の多言語化を推進してきた。これにより、本市に住む外国人住民の8割以上に対してかれらの出身国の公用語で情報を発信することができる¹²。同国出身者の数が多い場合、同国人のコミュニティが複数存在していることから、情報の入手が比較的容易である。一方で、同国出身者の数が少ない場合、同国人のコミュニティも少なく、情報の入手が困難となる。

世界の多くの国では、日本と同様、初等・中等教育の段階で外国語として英語を勉強している。アジアでは、大学などの高等教育が英語で行われている国もある。

しかし、外国人住民のほとんどは、程度の差はあるものの日本語を理解できると考えられることから、外国人住民にもわかりやすいよう工夫した「易しい（簡単な）」かつ「優しい（相手を思いやる）」という2つの意味を含んだ「やさしい日本語」によって情報を伝えることがより効果的な情報提供になる。

一方で、日本語がまったく理解できない外国人住民や、日本語をあまり理解できない外国人訪問者も多いと考えられ、多言語による情報の発信も重要である。

つまり、やさしい日本語は、近年注目される効果的な情報伝達の方法ではあるが、多言語翻訳が不要になるというわけではない。多言語翻訳とあわせてやさしい日本語を使うことにより、外国人住民への情報をよりきめ細かに提供できるようになるといえる。

(2) 「やさしい日本語」の成立

平成7年の阪神淡路大震災の際、地震発生から半日後には、英語による情報提供が始まっていた。しかし、死者と負傷者の数を日本人と外国人で比べると、外国人のほうが割合が高い¹³。英語がわからない外国人住民も多く十分に情報が伝わらなかったことも原因の1つだとされている。

また、災害時の、「注意喚起」「避難所」「炊き出し」など、外国人が日常的に使用しない言葉をやさしい日本語でわかりやすく伝える工夫が注目され、弘前大学佐藤和之教授や一橋大学庵功雄教授などにより研究が進められてきた。

こうしたことから、栃木県がやさしい日本語による会話事例集¹⁴を発行しているほか、県内の民

¹¹ ブラジル、ペルーなど南米の日系外国人住民は、経済不況などの影響を最も大きく受けて減少した。また、以前は中国からの受入れが中心だった技能研修生については、近年フィリピンやベトナム、インドネシアからの受入れが増えている。

¹² 前頁図3参照。ブラジルはポルトガル語、ペルーはスペイン語、フィリピンは英語とフィリピン語が公用語である。そのほか、12の国がスペイン語を公用語としている。

¹³ 内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」, http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/data/detail/1-1-2.html, 2015年3月1日取得。

¹⁴ 栃木県・公益財団法人栃木県国際交流協会『「やさしい日本語」で話してみよう!』, <http://tia21.or.jp/parts/files/yasashinihongo.pdf>, 2015年3月1日取得

間語学学校がやさしい日本語のラジオ放送¹⁵を開始するなど、やさしい日本語の取組が広がってきている。

(3) 各種情報の多言語化の現状

本市では、前述の外国人相談窓口の設置のほか、通訳ボランティア登録派遣制度、国際交流プラザでの情報提供、外国人住民向けニュースレターの発行など、外国人住民へ向けた情報提供の充実に取り組んでいる。

栃木県が実施した平成24年度の調査¹⁶によると、外国語による発行物は27種類あった。本市が平成26年度に庁内で行った調査¹⁷によると、外国語による発行物は53種類あり、種類も増えている。また、基本的な本市の情報については、市のホームページや、各種行政サービスについて網羅的に説明する「暮らしの便利帳」、公共施設や避難所、病院や大型店舗の場所などを示した「生活マップ」など、主な内容はすでに多言語で対応されている。外国人観光客を対象とする観光パンフレットなども外国語による対応がすでになされている。

一方で、前掲の平成26年度調査によれば、公共施設における外国語等による表示は、不特定多数の利用がある一部の施設（66施設中8施設）で英語やピクトグラム¹⁸による表示がされているが、ほとんどの施設で日本語表示のみとなっている。

また、道路上で公共施設の場所を示す案内標識は、「宇都宮市公共サイン技術指針」（平成18年度）に英語併記の指針が示されているものの、新しく

設置された案内標識であっても、スペースの都合等を理由に日本語のみで表示されることもある。そのため、外国語表示（英語併記）がある標識は、66施設中17施設にとどまっている。

4 ガイドラインの概要

(1) やさしい日本語ガイドラインの特徴等

本市を含め、多くの自治体では各種情報の多言語化に向けて取り組んでいるが、今後、やさしい日本語の普及や、情報の多言語化の更なる推進を図るうえでは、やさしい日本語と多言語翻訳の役割や基準を示すことが重要である。

やさしい日本語の基本的な考え方、言い換え・書き換え方法については、先にあげた佐藤和之教授らが作成したガイドライン¹⁹のほか、多くの自治体で「やさしい日本語の手引き」や「言い換え・書き換え事例集」を作成しており、「防災ガイドブック」など、防災の分野を中心に発行物は増加している²⁰。

以上をふまえ、本市においては、やさしい日本語と多言語翻訳、それぞれの特徴や翻訳の目安を明らかにした、職員向けガイドラインを作成した。

やさしい日本語については、言い換え・書き換の具体例などを示し、職員が実践しやすいものとした。職員が窓口で実践することで、間接的にはやさしい日本語や、多文化共生の理念を市民（地域）へ普及することを意図している。

情報の多言語化については、貼紙等で対応が可能な施設内の案内表示例や、窓口用指差し会話表など、簡単に実現が可能になるツールを作成した。

¹⁵ FM栃木放送「やさしい日本語相談課」平成26年度文化庁受託事業株式会社きぼう国際外語学院

¹⁶ 『『とちぎの国際化』のための調査』。栃木県産業労働観光部国際課の依頼により平成24年6月実施。

¹⁷ 平成26年12月～27年1月実施。庁内掲示板による照会「公共施設や発行物等における外国語表示について」（回答率82%：課相当）。

¹⁸ 単純化、記号化されたわかりやすい絵。

¹⁹ 弘前大学社会言語学研究室『『やさしい日本語』作成のためのガイドライン』, <http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/ej-gaidorain.pdf>, 2015年3月1日取得

²⁰ 弘前大学社会言語学研究室『『やさしい日本語』に対する社会的評価—目的別活用事例』, <http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ8syakaitekikyoku.mokuteki.html>, 2015年3月1日取得

(2) やさしい日本語と多言語翻訳

1) 特徴

ここからは、本市のガイドラインの内容を紹介する。まず、特徴は、表1のとおりである。

表1 やさしい日本語と多言語翻訳の特徴比較

	やさしい日本語	多言語
理解できる住民 外国人の 範囲（数）旅行者	○ 9割以上 × 少ない	○ 8割以上 ○ 多い
外国人への わかりやすさ・ 正確性	△ やや劣る	○ ただし言語数に 制約がある
コスト （翻訳費用）	○ 要さない	× 要する
即時性 （すぐに 対応できる）	○ 職員が臨機応変に対応 できる	× 翻訳者への 依頼を要する
習得の容易さ	○ 外国語に比べ容易	× 誤った情報が流れ 続けることがある
日本人への わかりやすさ	○ 誰にでもわかりやすい 表現につながる	× 併記することで 日本語の視認性が低下

著者作成

2) 情報提供の基準

次に、情報提供の基準は表2のとおりである。

表2 やさしい日本語と多言語翻訳の情報提供基準

情報提供方法 情報の区分（内容）	やさしい 日本語	多言語
災害時等の緊急情報	○	
窓口対応	○	
生命・財産等に影響を及ぼす情報		○
観光情報		○
看板・施設誘導標識、各種案内表示		○※

注：○ 特に必要性が高いもの

※ 英語およびローマ字

著者作成

3) やさしい日本語が使用される場面

① 災害時や緊急時の対応

まず、災害時など緊急時の最初の段階においては、翻訳者・通訳者がいなくてもすぐに対応でき

るやさしい日本語が適している。あまり日本語が理解できない外国人は、必要な情報を得にくい分、不安も大きくなりがちである。東日本大震災では、テレビの映像を見て不安になった外国人住民からの相談が報告されている。

《事例1 災害時のやさしい日本語》

ドアや窓を開けて、避難に備えてください。

⇒ ドアと窓を開けてください。
逃げる準備をしてください。

② 窓口対応

次に、やさしい日本語は、窓口対応での情報提供の方法として、特に効果が高いと考えられる。また、誰にでもわかりやすい表現など、窓口サービス向上にも資すると考えられる。

《事例2 窓口でのやさしい日本語》

おかけになってお待ちください。

⇒ 少し 待ってください。

③ 文書の書き換え

最後に、公用文や啓発用の文書についてである。公用文や啓発用の文書をやさしい日本語に書き換えようとする、やさしい日本語²¹だけでは表現しきれない言葉が多い。

ここでは2つの事例を紹介する。

まず、「第2次宇都宮市国際化推進計画」の周知を目的に作成したダイジェスト版の事例である。

計画名である「第2次宇都宮市国際化推進計画」を1つ1つ簡単な言葉に置き換えようとしても、

²¹ ガイドラインでは概ね佐藤和之教授を代表とするグループのマニュアル（脚注19）に準じた基準を目安として提示している。1つの文に1つの情報とする、小学校の低学年が理解できる表現（日本語能力検定試験の最も初級程度）とするなど。

「国際」など概念を伴う単語は一言で置き換えられない。具体例をあげて説明しても、限られた例示では、単語に含まれる意味の一部しか示すことができない。そのため、計画名については、「国際化」「計画」の単語をそのまま使用した。そして、本文中の内容は、できるだけ具体例をあげて説明するように配慮した。

《事例3 第2次宇都宮市国際化推進計画》

- ・日本人と外国人が 一緒に 安心して 生活するための 計画（実現したいことのために何をするか）です。
 - ・宇都宮市の 計画です。
 - ・2014年から2018年までの 計画です。
- ⇒ 宇都宮市の 国際化のための 計画

この例のとおり、やさしい日本語への書き換えには適さない文書は多い。必要な事項や伝えたい要点を絞って簡潔に表記することが適当である。

次に、通知文書についての事例である。情報を受け取った際に、受け手が内容を全部を理解できなくても、重要なお知らせであると理解できれば、家族や知人、外国人相談窓口などへの確認につながる。この意味において、全文を書き換えるのではなく、通知の概要を知らせるやさしい日本語を追加することが効果的である。

《事例4 通知文書でのやさしい日本語》

平成○年度○○税納税通知書

税金の 大切な お知らせです。(追記)

現在、一橋大学の庵功雄教授を代表とする研究グループにより、公的文書の書き換えシステムが開発されているほか²²、ウェブ上で複数の日本語

書き換え支援システム（日本語の難易度の判定など）が公開されている。

今後は、書き換えシステムの標準化や、そのほかの支援システムの改善状況などに応じて、文書の書き換え対象（範囲）を検討する必要がある。

4) 多言語翻訳が使用される場面

① 生命・身体・財産に重大な影響を及ぼす可能性のある情報

まず、市民の生命・身体・財産に重大な影響を及ぼす可能性情報についてである。このような防災、医療・健康、福祉などの情報については、外国人住民も日本人と等しく情報提供を受ける権利があり、そのためには多言語による翻訳が必要がある。

② 生活に関わるお知らせ

次に、生活に関わるお知らせについてである。これも、等しく情報提供を受けられることが理想である。しかし、市が発信するほとんどすべての情報が該当することから、現実的には不可能に近い。そこで、特に子育て、教育、税、公共施設、地域イベントなど、生活に密接に関わる情報を優先的に多言語翻訳することが望まれる。

5) 外国人住民と外国人旅行者・訪問者

外国人住民と外国人旅行者・訪問者のどちらにとっても最も望ましい言語は母語であるが、現実的にすべての母語に対応することは困難であることは先にも述べたとおりである。そこで、次善の策として、外国人住民への共通言語はやさしい日本語、外国人旅行者・訪問者については最も多くの国で公用語となっている英語の使用が望ましい。

加えて、看板や案内図などの表示については、わかりやすさ（単純・明瞭な表示）がより重要であることから、多言語表示ではなく、英語併記を目安とし、観光情報などに関しては、必要に応じ

²² 平成26年11月7日市政研究センター主催第5回3229勉強会（講師 庵功雄教授）資料によると、平成29年3月完成予定。

て中国語やハングル²³を追加することが望ましい。

5 「やさしい日本語」普及の取組

ここでは、本市が取り組むやさしい日本語の普及にかかる、やさしい日本語の社会的効果の可能性と職員研修の取組を紹介する。

(1) やさしい日本語普及の効果

やさしい日本語を普及する社会的効果は、次のように整理できる。

まず、市民にとっては、外国人とのコミュニケーションへの抵抗感が少なくなり、異文化理解や国際感覚醸成、多文化共生につながる。次に、外国人住民にとっては、日本人との交流がしやすくなり、多文化共生につながる。また、情報を得る手段が増え、わからないままにしていた疑問点を聞きやすい環境になる。最後に、職員にとっては、翻訳費用をかけずに、外国人への情報提供ができるだけでなく、窓口対応が容易になる。また、緊急時に外国人住民への即時の対応ができる。

(2) 効果的な普及策の検討

先に述べたとおり、市民（外国人住民）への効果は理念的であるが、職員を対象とする効果は直接的、具体的である。そのため、前章で紹介した本市のガイドラインを作成する過程で、やさしい日本語の普及にはまず、窓口対応の分野から実践していくことが効果的であることが明らかになってきた。

職員がやさしい日本語の基本的な考え方を理解することは、国際感覚が身につくばかりでなく、高齢者や障がい者、子どもにも配慮した対応につ

ながる。その結果、窓口サービスの向上やわかりやすい文書を作成する意識啓発にもなる。さらに、職員が市民対応窓口や地域での活動で、やさしい日本語を実践することで、市民への啓発につながる。

今後の取組として、やさしい日本語の普及については、外国人住民対応が多い部署に限らず、窓口サービス向上の一環として、全庁的に周知・啓発を行うことで、より効果的な活用につなげていきたいと考える。

(3) 職員研修の実施

本年度、ガイドラインの作成と並行して、職員対象の研修を実施した。その概要を報告する。

平成 25 年度も、国際交流プラザの所属研修として、やさしい日本語の概要を学ぶことを目的とした研修を実施した。平成 26 年度は、やさしい日本語についての理解が窓口サービス向上につながり、職員すべてに有益であるという観点から、基本研修として位置づけ、庁内の職員を対象に公募した。研修は、窓口対応編と文書作成編の 2 部に分けて行った。実施概要は下記のとおりである。

- ① 実施日 平成 26 年 11 月 21 日
- ② 講師 株式会社きぼう国際外語学院
日本語講師 栗又 由利子 氏
- ③ 受講者 窓口対応編 17 人
文章作成編 16 人

以下は、グループワークにおける主な気づきをまとめる。研修には市内に住むベトナム、インドネシア、ブラジル出身の外国人住民の協力を得た。

1) 窓口対応編

窓口対応のための研修では、英語を母語とせず、日本語がほとんどわからない外国人住民から、世帯構成等を聞きだす実践的な練習を行った。

受講者は、身振り手振りを使ったり、書いて見せたり、地図を見せたりするなど、さまざまな工

²³ 日本政府観光局（JNTO）「2014 年訪日外客数」によると、平成 26 年度に訪日した外国人の半数以上を台湾（21%）、韓国（20.5%）、中国（18%）からの訪問者が占めている。

夫を行っていた。しかし、それらがあまり通じない場合、英単語でコミュニケーションを図る者も多かった。

講師からは、いろいろな言葉で言い換えてみることで、やりとりの内容が日本の常識であっても世界の常識ではないこともあるため、注意しなければならないことなどを学んだ。

短い時間ではあったが、受講者からは「やさしい日本語が必要になってくる状況がよく理解できた。」「(外国人住民は) できないのではなく、(そのことを) 知らないということを教わった。」などの感想を得た。

参加した外国人住民全員から、市役所内や市内にローマ字表記があるといいという意見が出た。

2) 文書作成編

文書作成のための研修では、「広報うつのみや」の特集記事から、外国人住民に伝えるべき重要記事を選び、その記事をやさしい日本語に書き換える作業を行った。

それぞれのグループは、イラストを積極的に使うなどの工夫をし、最後に模造紙を使って発表した。書き換える文書の量は多くなかったものの、どのグループも 30 分程度を要した。アンケートでは、「文書をわかりやすくするのは、情報の選択を含め難しい。」「情報量が多いと伝わりにくい。」などの感想があげられ、書き換え作業の難しさを感じたようだ。

講師からは、書き換えるのポイントとして、「外国人住民に伝えたいこと」が「外国人住民に必要なこと」なのか、「外国人住民がそれを活用することが出来るのか」が重要であることや、文書をそのまま書き換えるのではなく、何をしたいのかを想像して書き換えることなどを学んだ。

3) 研修の評価

受講者の多くは、窓口等で外国人住民の対応に困った経験があり、本市の窓口において外国人住民と接する機会が増えていることをうかがわせる。

アンケート結果では、受講者の理解度や満足度は高く、基本的な考え方への理解は十分に得られたと考えるが、実践に際してはより詳細な説明も求められるとも感じた。

平成 27 年度はガイドラインに基づき、具体的な活用策を提示する予定である。



写真 1 研修会の様子

6 「やさしい日本語」の可能性

やさしい日本語は、外国語（英語）ができなくても外国人とコミュニケーションがとれるツールであるとともに、日本人を含めた多様な立場の人に対する配慮を促す考え方を含んでいる。

外国人住民との共生のまちづくりを進めるうえでは、異文化を理解する姿勢が重要であり、それにはコミュニケーションが必要となる。

今後は、市内関係課から出たガイドラインへの意見を反映させ、修正を加えながら具体例等を充実させる予定である。まずは、職員の共通認識が得られるよう、取り組んでいきたい。